

議案第207号

市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

令和5年9月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定する必要があるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を次のように決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
████████████████████ ████████████████████	211,628円

2 事件の概要

令和5年3月23日午後1時頃、相手方██████████氏所有の普通乗用自動車、市内中央区笹丘一丁目35番20号付近の市道を走行中、当該市道の路面の舗装が破損し剥離していたため、剥離した舗装片に接触し、当該車両が破損して損害が生じたものである。